4. まとめ

主機をはじめとする船用機器は、いずれも数千、数万に及ぶ精密部品からなっており、また、海上という過酷な環境のなかで長期間にわたって連続して運転されることから、日常的な点検と整備が行われていても小さな不具合、故障などが皆無とはいかないようです。

そうした機器の故障や不具合も、本船が自力で修理して復旧したり、錨泊中に発見できれば、運航不能や岸壁衝突には至らず、運輸安全委員会の調査は行われませんが、故障の原因調査と再発防止措置は本船で行っていただくことが大変重要です。もしかすると、次は岸壁の至近で主機が停止するかもしれないからです。

定期的な点検・整備が事故防止の基本にあることは言うまでもありませんが、不具合等が生じた理由をよく検討して整備の実施期間は適切か、取扱説明書に従った整備を行っているか、機器の製造元等から最新の情報を入手しているかなど、必要に応じて整備計画を見直すことが肝要です。

～ 運輸安全委員会ホームページから事故調査報告書が見られます ～

本ダイジェストで紹介した事例やそのほかの機関故障事故等の調査報告書は、運輸安全委員会ホームページから検索して閲覧することができます。また、運輸安全委員会が運用する「船舶事故ハザードマップ」では、どこでどのような事故等が起こっていたのかが一目で分かり、そのほか、船舶の交通量、漁場の位置などが分かります。もちろん、こちらからも調査報告書が閲覧できます。モバイル版もありますのでぜひご活用ください。

〈 報告書検索 〉

http://jtsb.mlit.go.jp/jtsb/ship/index.php

〈 船舶事故ハザードマップ 〉

http://jtsb.mlit.go.jp/hazardmap/

〈 モバイル版はこちら〉→

事故防止分析官のひとこと

当たり前のことですが、およそ動力の付いた乗りものにおいては、その動力がコントロールできなくなった時、事故等が発生するおそれが生じます。

今回のダイジェストでは「内航貨物船・内航タンカーの機関故障関連事故等」について取り上げました。

こうした船舶では、一人でも動かせるプレジャーボートや小型漁船などと違い、機関の専門家である機関長や機関士が乗り組んでいて、常にプロの技術でメンテナンスを行っています。

それでも、ちょっとした見落としや、手順に従わない作業などによって機関故障が生じています。些細な気の緩みが事故等につながることがある…このことは、船舶の運航に携わる全ての人が、常に心に留めておいていただきたいと思っています。

「運輸安全委員会ダイジェスト」についてのご意見や、出前講座のご依頼をお待ちしております。

〒100－8918
東京都千代田区霞が関 2－1－2
国土交通省　運輸安全委員会事務局
担当：参事官付 事故防止分析官

TEL 03-5253-8111（内線 54237）
FAX 03-5253-1680
URL http://www.mlit.go.jp/jtsb/index.html
e-mail hqt-jtsb_analysis@ml.mlit.go.jp